

## 仕様書

### 1 業務名称

令和8年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託

### 2 業務の目的

自転車放置禁止区域である淡路駅周辺においては、鉄道利用者及び周辺商業施設利用者のものと思われる放置自転車が多くあり、救急車等の緊急車両の通行の妨げや障がいのある方や高齢者等の通行の妨げとなっている。

これらの自転車利用者は、鉄道事業及び商業施設（企業）において、地域経済と密接な関係にあり、地域住民・商業施設（企業）・鉄道事業者・行政等が協働で地域の課題として自転車対策に取り組む必要がある。

このため「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」（昭和63年条例第31号）第3条に基づき、自転車問題の解消に向けて、駅周辺等に放置された自転車等が市民の通行や緊急車両の通行・活動の妨げとなることを未然に防ぐために、地域の実態に応じた自転車対策として、地域住民等が主体となった「淡路駅周辺自転車対策協議会（以下、「協議会」という。）」を令和3年11月に設立し、令和4年度から活動を開始したところである。

令和10年度に予定されている高架切替に向けて、淡路駅東口駅前自転車駐車場の閉鎖時期、それに代わる自転車駐車場の整備に係る課題など、大きく変化していく淡路駅前のまちの状況に応じて「協議会」活動の重要性は増しており、地域住民等が主体となる「協議会」を効果的、円滑に運営するために側面から支援し、自転車対策に対する意識の向上を図り、地域住民自らの手による安全・安心なまちづくりを促進することを目的として実施するものである。

### 3 実施場所 東淀川区内

### 4 実施期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

### 5 業務内容

#### （1）協議会の運営に係る各種活動支援

ア 今後の活動に向けて効果的、円滑な運営について、適宜、助言・提案を行うこと

・目的、趣旨を理解してもらえるように説明すること

・他地区等での事例などを具体的に示し、当該地域に即した内容を提示すること

イ 協議会の活動計画書及びスケジュール等を作成すること

ウ 協議会を開催すること（原則2回以上）

エ 協議会が主体となった啓発活動やキャンペーンの企画・実施

（原則6回以上実施）

オ その他業務に関わる必要な事項

- ・受注者は発注者との連携を密にし、地域や関係機関等の意見を尊重して業務を実施すること
- ・地域及び関係機関等との連絡調整等は発注者受注者で分担して行う。
- ・受注者は連絡調整にかかる資料の作成等を行うこと

#### (2) 業務報告書の作成・提出

- ア 協議会の活動計画書及びスケジュール等
- イ 協議会及びワークショップ等の議事録（CD-R 1部）
- ウ 協議会の構成団体及び委員の一覧（変更等があった場合改訂版の作成）
- エ 協議会の規約等（改廃があった場合改訂版の作成）
- オ 業務報告書（啓発活動等の企画・実施内容等含む）冊子（A4版 単色5部）及び業務完了届（別紙1）

なお、ホームページ用データーとして、CD-Rを1部提出すること

### 6 委託料の支払方法

委託料の支払いは、業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### 7 その他特記事項

- (1) 当該業務を公正かつ円滑に実施するため、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は常に密接な連絡をとらなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議するものとする。
- (3) 乙は、成果物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。
- (4) 甲は、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- (5) 乙は、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときはその改変に同意する。
- (6) 乙は、甲が承諾した場合には、成果物を使用若しくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。
- (7) 乙は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙2）を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

### 8 担当

大阪市東淀川区役所 地域課（安全まちづくり）【1階8番窓口】

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

電話 06-4809-9819

## 公益通報等にかかる特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（令和18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに公益通報の内容を東淀川区役所総務課（連絡先 06-4809-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を東淀川区役所総務課（連絡先 06-4809-9625）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が公正職務条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

(別紙1)

## 業務完了届

令和 年 月 日

大阪市東淀川区長

様

(住所)

(社名)

(代表者氏名)

印

次の業務は 年 月 日に完了いたしましたので届出します。

### 記

1 件 名 令和8年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託

2 契約金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 契約年月日 年 月 日

4 契約期限 年 月 日

(別紙2)

令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進  
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

令和 年 月 日

大阪市東淀川区長様

受注者 住所又は  
事務所所在地

名称又は商号

氏名又  
代表者名

次のとおり実施しましたので報告します。

記

1 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)